高齢者ふれあい会館

区分				改正後				
		9時~12時	13時~17時	18時~22時	9時~17時	13時~22時	9時~22時	(1時間当たり)
ホール	入場料を徴収 しない場合	3,450円	5,650円	6,490円	9,110円	12,150円	15,610円	1,960円
	入場料を徴収 する場合	8,690円	15,190円	17,390円	23,880円	32,580円	41,270円	•

区分			改正後		
		9時~12時	13時~17時	9時~17時	(1時間当たり)
	研修室1	2,930円	3,660円	6,600円	1,350円
研修室	研修室 2	1,460円	1,780円	3,240円	660円
	研修室3	1,880円	2,300円	4,190円	850円

【備考】

- ・令和5年4月1日以降に施設を利用する場合(ただし、令和4年12月23日より前に許可を受けた場合を除く)は、改正後の使用料となります。
- ・利用時間が1時間未満の場合は、1時間の利用とみなします。
- ・営利を目的として利用する場合及び入場料金を徴収する場合は、10割相当額が加算されます。
- ・改正後の使用料には、設備器具使用料が含まれます。
- ・ホールで冷暖房を利用するときは、別に1時間当たり1,090円がかかります。

【担当課】

保健福祉部高齢者支援課

【電話番号】

0955-72-9230